

第158回市町村職員を対象とするセミナー

令和4年5月27日(金)

三原市における中核機関の 立ち上げ実践報告について

～成年後見連携支援センターの役割～

令和4年5月27日(金)

三原市保健福祉部 高齢者福祉課 地域福祉係

主任 佐藤裕史

三原市社会福祉協議会 福祉支援課 権利擁護係

係長 野上 晃



三原市の概要

令和4年4月末現在

○人口 89,549人

○面積 471 km²

○高齢者人口(65歳～) 32,209人

○高齢化率 35.97%

○地域包括支援センター(委託) 5カ所

○委託相談支援事業所(委託) 2カ所

○生活困窮者自立支援機関(委託) 1カ所

○権利擁護センター なし

○中核機関

→三原市権利擁護連携支援センター 社協へ委託



三原市公式マスコットキャラクター
やっさだるマン

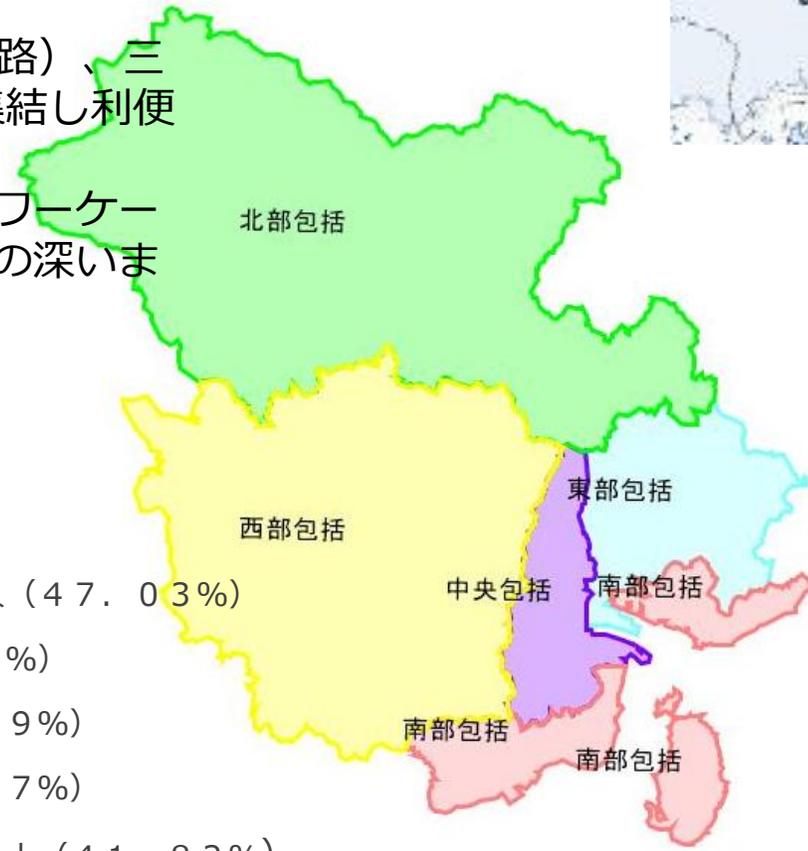
三原市の地域特性

中国・四国地方のほぼ中心部に位置する三原市は、人口約9万人が暮らすほどよく田舎でほどよく街の、あれもこれも揃うよくばりなまち。

瀬戸内海特有の温暖・少雨な気候で、独特な多島海と、北部の山地・丘陵地域が織りなす多様な自然が魅力。

さらに、JR新幹線や在来線、山陽自動車道（高速道路）、三原・須波港、広島空港といった陸海空の交通機関が集結し利便性の高さもポイントです。

まち暮らしも、島暮らしも、里山暮らしも！そしてワーケーションまで、様々なライフスタイルを叶えてくれる懐の深いまち、三原市です。



包括圏域ごとの人口・高齢化率

北部包括 (中山間地域) 人口：9,626人 (47.03%)

西部包括 人口：23,485人 (34.9%)

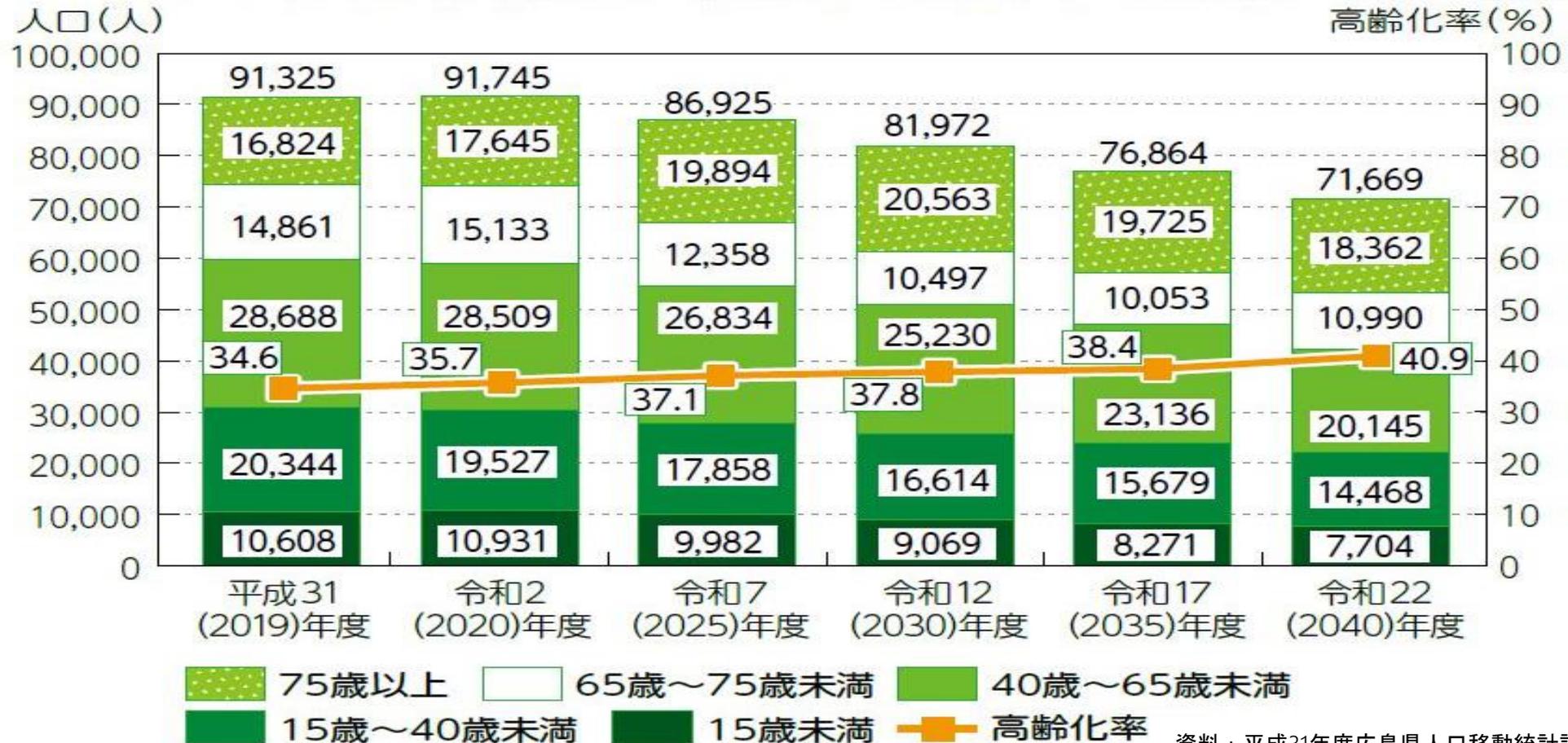
中央包括 人口：23,317人 (30.49%)

東部包括 人口：18,320人 (33.77%)

南部包括 (離島含む) 人口：14,801人 (41.82%)

三原市の状況【年齢階層別人口及び高齢化率の推移】

本市の総人口は緩やかな減少傾向，また65歳以上人口も令和2年度をピークに減少傾向に転じています。高齢化率は今後も上昇していくと予測されます。

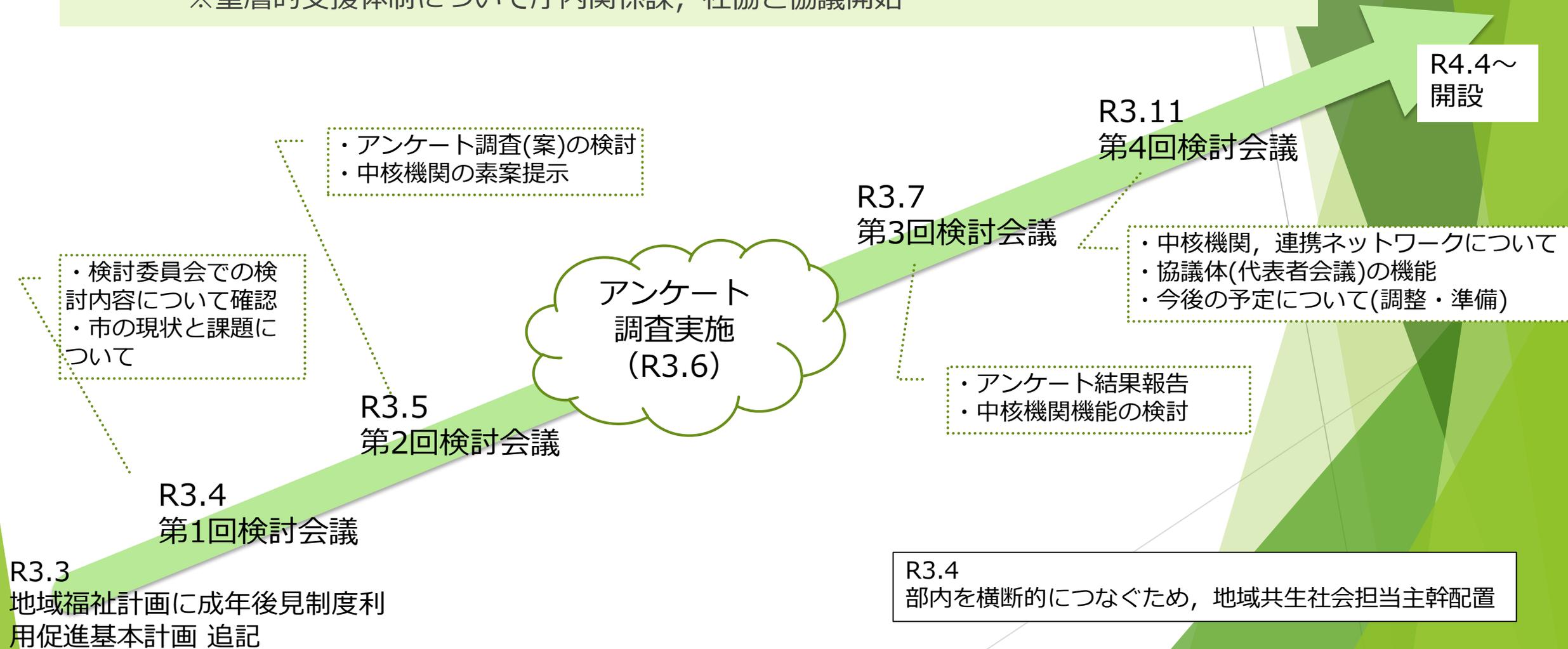


資料：平成31年度広島県人口移動統計調査（9月末現在）

令和2年度以降は国立社会保険・人口問題研究所推計準拠

権利擁護連携支援センター(中核機関)設置までの経緯

- ▶ H31 : センター設置に向け三原市(高齢者福祉課, 社会福祉課)と社協とで内部協議開始。
- ▶ R 3 : 権利擁護事業ネットワーク検討会議を設置し, 中核機関のあり方の検討。
※重層的支援体制について庁内関係課, 社協と協議開始



検討委員会の設置

- ▶ 検討委員会(重層的支援体制を念頭において)
- ▶ 構成員：学識経験者，弁護士，司法書士，社会福祉士，地域包括支援センター，地域自立支援協議会，医療機関相談員，ケアマネ協議会，県社協。オブザーバーとして家庭裁判所。
- ▶ 事務局：市と社協。
- ▶ 設置目的：認知症，知的障害，精神障害のある人の権利擁護支援を推進するため。①関係機関から意見を集約し，現状と課題を把握。②中核機関に必要な機能の明確化。

権利擁護に係る支援者アンケート調査

- ▶ 調査対象：介護保険事業所，障害福祉事業所，医療機関，民生委員・児童委員。
- ▶ 成年後見制度，日常生活自立支援事業の認知率は，全体として約6割程度。専門職に限れば8割。後見ニーズは増加傾向。

アンケート調査集計表

272回収（382配布 回収率71.2%）

R 3. 6実施

設問内容	全回答	専門職	民生委員
権利擁護支援に必要な方の適切な支援方針が決定できる仕組み	100	47	53
支援者同士が支援を共有し合える場	71	40	31
支援のチームをコーディネートする機関	60	37	23
本人にふさわしい成年後見人を検討する場	63	31	32
親族後見人・第三者後見人の活動をバックアップする機能	72	38	34
成年後見制度の専門家として助言を貰える機関	63	40	23
個別ケースに関して気軽に相談できる窓口機能	116	54	62
成年後見制度について幅広く周知できるような広報機能	65	23	42
成年後見制度についての研修会の開催や講師の派遣	75	33	42

アンケート調査結果

▶ 後見制度を進める上での課題

- ①本人や家族が必要性を感じておらず同意を得にくいこと、どのタイミングで制度利用をしたら良いか分からない。
- ②支援者が成年後見制度利用のタイミングに悩む。
- ③申請など手続きに時間や手間がかかる。

▶ 必要とされる資源や機能

- ①個別ケースに関して支援者が相談できる相談窓口。
- ②多機関の支援者等により適切な支援方針が決定できる仕組み。
- ③支援者のスキルアップのための研修。

三原市権利擁護連携支援センターの概要

▶ 市社協へ委託

※市と社協が定期的な事務局会議にて運営について協議を進める。

▶ センターは社協内「自立相談支援センターみはら（生活困窮者自立支援事業）」のフロアーに設置。

▶ 専任職員は1名。運営にあたっては、社協内で連携して対応。

※権利擁護に係る相談等に対応する上で、複合的な世帯課題や生活困窮相談が含まれるケース、あるいは困窮相談から権利擁護支援に繋ぐ必要があるケースがあることから、必要時は一貫して対応できる相談体制とした。

センターの主な機能について

認知症や知的障害，精神障害等の理由で適切な判断が難しい人の権利を擁護するために，支援機関の地域連携ネットワークを構築し，支援者のバックアップを行うことを目的としている。

- ▶ 広報啓発機能：制度の周知と支援者の資質向上に向けた取り組み。
（重点）
- ▶ 相談機能：原則，支援者が関わる個別ケース等への相談助言。
（重点） ※市民からの相談は，既存の相談窓口につなげる。
- ▶ 成年後見制度利用促進機能：申立手続き支援や，後見人の担い手確保の協力。
- ▶ 後見人支援機能：後見人からの相談対応，ケア会議などの調整。

広報・啓発

▶ 権利擁護連携支援センターの周知啓発

関係機関へのチラシの配布や、関係者の会議等の場での説明等

▶ 市民向けの講習会の企画・開催（年1回程度を予定）

▶ 支援関係者に対する研修会の企画・開催（年1回程度を予定）

三原市権利擁護連携支援センターを設置します

【権利擁護連携支援センターの設置目的】

認知症や知的障害、精神障害等の理由で適切な判断が難しい人の「生命や財産」を守るために、各種支援機関の連携ネットワークを構築し、支援者のバックアップを行うことを目的とするものです。センターは行政と連携して支援を行います。

◆ こんなことで悩んでいませんか？

- ご本人・親族から相談を受けたが、どのような権利擁護支援が適切か悩んでいる
- 生命や財産を守るために権利擁護支援が必要と思われるが、どのような手順で進めていいかわからない
- 成年後見制度について、ご本人やご親族にどのように説明したらよいか など・・・



◆ 権利擁護連携支援センターは、このような支援をします。

- ① 担当相談員が情報を整理し助言します。
また、必要に応じ、個別ケア会議などに同席し一緒に検討します。
- ② 司法的な助言が必要な場合は、専門相談（弁護士・司法書士）をご案内します。
- ③ この支援でいまいか悩む時や、他に活用できる制度等の助言がほしいなどの際は、司法職も含めた各種支援機関で構成する「支援連携ネットワーク実務代表者会議」で検討します。



◆ その他にも、権利擁護に関する、つぎの役割を行います。

広報・啓発

- ・支援者の資向上研修
- ・市民向けの講演会

成年後見制度利用促進

- ・支援者が関わる後見制度申立の支援

後見人支援

- ・ケア会議などの調整
- ・後見人からの相談対応

三原市権利擁護連携支援センター 受付時間：9：00～17：00（土日祝日年末年始休み）

〒723-0014 三原市城町一丁目2番1号（三原市社会福祉協議会内）

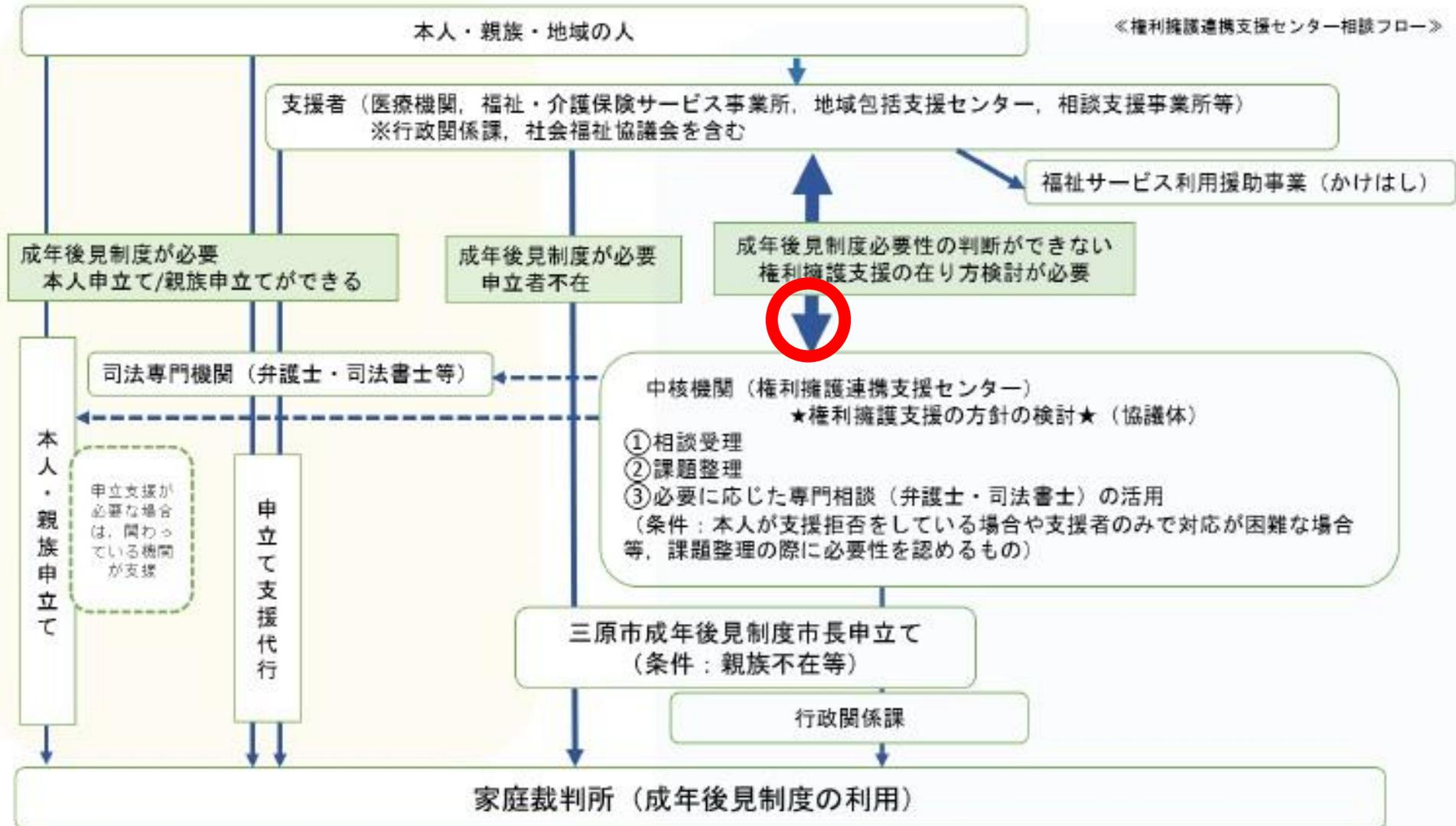
電話 0848-29-9000

三原市社会福祉課 電話 0848-67-6058

// 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

相談

◆ 成年後見制度利用までの流れ ◆



相談

- ▶ 一次相談窓口である地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所や医療機関等の「**支援者**」への**相談支援**を行う。
- ▶ 司法的な助言が必要とされる場合は、**専門相談（弁護士・司法書士）**の調整を行う。
- ▶ この支援で良いのか悩む時、他に活用できる制度等の助言を求める時などは司法職も含めて多機関で構成する「支援連携ネットワーク実務代表者会議」で協議検討を行う。
- ▶ 市民からの直接相談は、一次相談窓口につなげる。

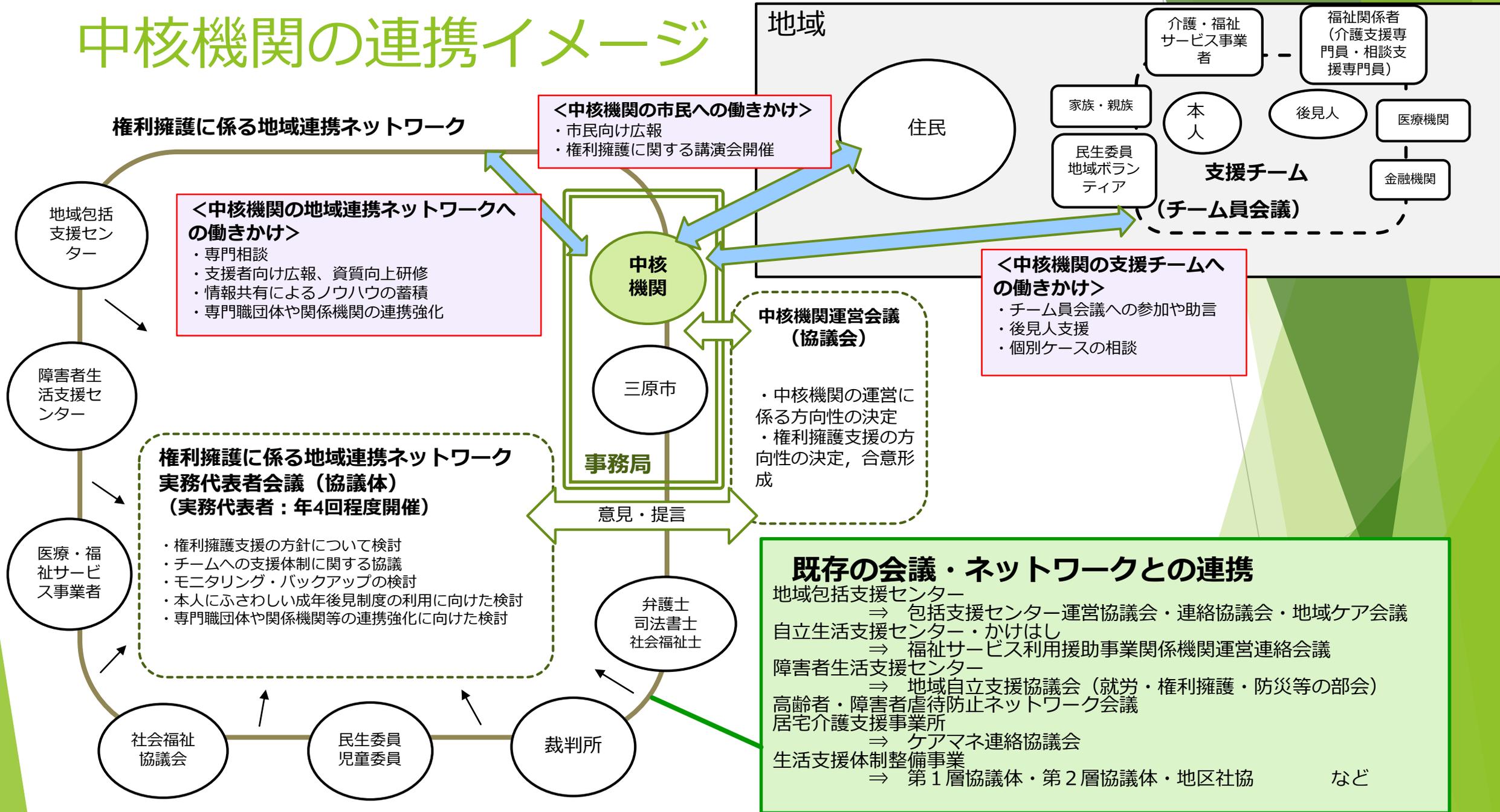
利用促進

- ▶ 市民後見人の養成（備後圏域連携事業活用）。
- ▶ 市民後見人のフォローアップ。
- ▶ 候補者の受任調整については、今後の検討課題。

後見人支援

- ▶ 市長申立の際，後見人就任後のケア会議の開催。
※支援関係者による情報共有の場の調整
- ▶ 本人・親族申立による後見人就任時には，必要に応じ相談支援。

中核機関の連携イメージ



協議会の機能（中核機関運営会議）

- ▶ 中核機関の運営に係る方向性の決定。
- ▶ 権利擁護支援の方向性の決定，合意形成。
- ▶ 年1回開催予定。

協議体の機能（地域連携ネットワーク実務代表者会議）

- ▶ 権利擁護支援の方針について検討。
- ▶ チームへの支援体制に関する協議。
- ▶ モニタリング・バックアップの検討。
- ▶ 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討。
- ▶ 専門職団体や関係機関等の連携強化に向けた検討。
- ▶ 年4回開催予定。

市町村計画

▶ 三原市成年後見制度利用促進基本計画

R3.3 三原市地域福祉計画（H26～R5）に内容追記。

成年後見制度利用促進に向け、権利擁護の専門的な相談への対応ができる体制づくりに取り組むこととなった。

▶ 第8期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

権利擁護の推進を重点取組として、高齢者などの権利擁護や成年後見制度の普及・啓発に取り組むと共に、抱える複合的な課題に対する重層的な支援体制の整備に努める。

今後考えられる課題

- ▶ 後見制度利用が開始されたら、すべての問題が解決するわけではないため、その後のフォロー体制構築が必要。
- ▶ 制度利用が開始されるまでの支援、特に金銭管理に関しては関係者の中でも課題になっており、今後の検討が必要。
- ▶ 関係機関とのネットワーク構築において、関係者の間でも制度への理解や利用への温度差が見られている。多機関協働の必要性も含め、周知を進めていく必要性を感じている。
- ▶ 今後、後見制度等の利用が必要な人が増えることは予想されるが、市内の後見人受任者が現状では限られている。市民後見人養成の取り組みは必要と思うが、現時点では、難しい。
- ▶ 本市では令和5年度より重層的支援体制整備事業の開始を予定している。重層的支援体制整備事業と、当該センターが有するネットワーク機能との一体化に向けた協議継続中。